

4/9(日) 福井県知事・福井県議会議員選挙

4/23(日) 敦賀市長・敦賀市議会議員選挙

問い合わせ先 敦賀市選挙管理委員会事務局（総務課内） ☎22-8101



投票日当日に投票に行けない時は、期日前投票のご利用を

場所	市役所1階オープンスペース	アル・プラザ敦賀6階
期間	知事選挙 3月24日(金)～4月8日(土) 県議会議員選挙 4月1日(土)～4月8日(土) 市長・市議会議員選挙 4月17日(月)～4月22日(土)	知事・県議会議員選挙 4月6日(木)～4月8日(土) 市長・市議会議員選挙 4月20日(木)～4月22日(土)
	時間	午前8時30分～午後8時
持ち物	入場券（入場券が届いていない場合は運転免許証などの本人確認ができるもの）	

●市外から転入した場合
1 知事・県議会議員選挙
県内の他の市町の選挙人名簿に登録され、令和4年12月31日以後に「敦賀市」へ転入のため住所変更手続きをした方は、転入する前の市町の投票所（期日前投票所含む）で投票ができます。また、転入前の市町の投票所に行けない場合は、転入する前の市町に不在者投票の請求をするこ



	知事選挙	県議会議員選挙	市長・市議会議員選挙
時間	午前7時～午後8時 (西浦小学校・立石ふれあい会館・白木公民館は午後7時まで)		
場所	入場券に記載された投票所		
投票できる方	平成17年4月10日以前に生まれた方で、令和4年12月22日以前から敦賀市に住所があり、引き続き住民基本台帳に登録されている方	平成17年4月10日以前に生まれた方で、令和4年12月30日以前から敦賀市に住所があり、引き続き住民基本台帳に登録されている方	平成17年4月24日以前に生まれた方で、令和5年1月15日以前から敦賀市に住所があり、引き続き住民基本台帳に登録されている方
上記の要件を満たし、選挙人名簿に登録されている方			

とができます。
いずれの場合も、県内に引き続き住所を有する確認が必要です。
2 市長・市議会議員選挙
「敦賀市」へ転入のための住所変更手続きが令和5年1月16日以後の場合には選挙権はありません。

期日前投票
投票日に、仕事や旅行、冠婚葬祭等の用事があるなど一定の事由に該当すると見込まれる方は、期日前投票ができます。期日前投票の期間・場所などは上表にてご確認ください。
※投票の際には、宣誓書に住所、氏名等必要事項を記入してください。

不在者投票
身体が不自由、病院などに入院中、遠隔地に滞在しているなどの理由で投票所に行けない方は、不在者投票ができます。
●身体が不自由な方
1 身体障害者手帳を持っている方
①両下肢、体幹、移動機能に1級か

投票所には入場券を持参してください。
1人1通の入場券を郵送します。投票所には入場券を忘れずにお持ちください。

●届かないときは問い合わせを
有権者の入場券を一齐に郵送します。知事・県議会議員選挙については4月6日(木)、市長・市議会議員選挙については4月21日(金)までに届かない場合、市選挙管理委員会へお問い合わせください。
※なお、同じ世帯にお住まいでも別の日に届く場合があります。

入場券見本

入場券の裏面が期日前投票の宣誓書になります。事前に自宅などで必要事項を記入しておく、期日前投票所での受付がスムーズになります。(投票日当日に投票される方は記入不要です)

2級の障がいがある方
②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸に1級か3級の障がいがある方
③免疫、肝臓に1級から3級までの障がいがある方
2 戦傷病者手帳を持っている方
①両下肢、体幹に特別項症から第2項症までの障がいがある方
②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓に特別項症から第3項症までの障がいがある方
3 介護保険の被保険者証を持っている方
要介護状態区分が要介護5である方
※郵便などによる不在者投票を請求するには、「郵便等投票証明書」が必要です。市選挙管理委員会に手帳などを添えて交付申請をしてください。

●病院、施設などに入院中または入所中の方
都道府県選挙管理委員会が不在者投票のために指定した病院または施設内で投票できます。

●一部の投票所が変わります。

投票所が 変わる地区	新しい投票所
刀根、杉箸	杉箸集会場

●最近、住所を変更した方住所を変更する方
●市内で転居した場合
市内で住所が変わった方は、以前の住所地の投票所となる場合がありますので、入場券でお確かめください。

●市外へ転出した場合
1 知事・県議会議員選挙
敦賀市の選挙人名簿に登録され、県内の他の市町へ転出のため住所変更手続きをした方は、敦賀市の投票所（期日前投票所を含む）で投票ができます。敦賀市の投票所に来られない場合は、敦賀市に不在者投票の請求をすることができます。
いずれの場合も、県内に引き続き住所を有する確認が必要です。
2 市長・市議会議員選挙
投票日まで他の市町村へ転出した方は、市長・市議会議員選挙のいずれも投票はできません。

●遠隔地に滞在している方
滞在先の市町村選挙管理委員会が指定する投票所で投票できます。郵送により投票用紙等の往復を行いますので、申請方法、投票方法など詳しくは、お早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。
●特例郵便等投票制度
新型コロナウイルス感染症により宿泊、自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」ができます。詳しくは市選挙管理委員会へお問い合わせください。

代理投票・点字投票
心身の故障その他の事由により字が書けない方は「代理投票」を投票所の係員に申し出てください。
また、目の不自由な方のために、各投票所に点字器と点字投票用紙を用意してありますので、係員に申し出てください。
大事な投票、忘れずに！